

建設技能者の能力評価制度について

建設業は、他産業と比較して高齢者が多い産業構造となっており、近い将来、高齢者の大量引退が見込まれることから、将来の建設業を支える担い手の確保が喫緊の課題となっています。

これまで国土交通省においては、建設業における担い手の確保を図るため、適切な賃金水準の確保や社会保険加入対策、働き方改革の推進等の取組を進めてきたところですが、これらの取組に加え、業界を挙げて、更なる処遇改善に向けた取組を進める必要があります。

こうした中、平成31年4月から、建設キャリアアップシステムの本運用が開始され、これまで客観的な把握・可視化が困難であった建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握するとともに、建設業全体として客観的に評価する仕組みを構築することにより、技能や経験に応じた処遇を実現するための取組を行うこととなりました。

具体的には、建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）を始め、建設技能者の能力評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインを策定しました。

今後、これらに沿って、職種毎の能力評価基準が策定され、建設技能者に対して4段階の客観的な技能レベルが付与されることとなります。

- [建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）](#)
- [建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン](#)
- [建設技能者の能力評価制度に関するリーフレット](#)
- [認定能力評価基準](#)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

電話：03-5253-8111

直通：03-5253-8283